

○安来市行政改革審議会条例

平成 17 年 6 月 20 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市行政の実現を推進するため、安来市行政改革審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項に関し、調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。